

2022年7月

会員企業各位

一般社団法人 日本加工食品卸協会

電子帳簿保存法における電子取引データ保存について

今年6月末、電子帳簿保存法における電子取引データ保存に関し、国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」が更新され、EDI取引で授受した電子取引の取引情報そのものを保存しなくとも各社のフォーマット等に変換した後のデータを保存することも認められ、その対応ポイントが掲載されましたので、ご連絡申し上げます。

また、以下に掲載内容（一部略）を記載しましたので、貴社の電子取引データ保存対応の参考としてください。

なお、詳細は国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」をご確認ください。また、帳簿書類関係、スキャナ保存関係も更新されています。

今後の国税庁からの発表により、最終的な対応内容が異なってくる可能性がありますので、最新情報に十分ご注意ください。

■ 国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」の抜粋（文面一部省略）

問 35 EDI取引を行った場合について、取引データそのものを保存する必要があるでしょうか。それとも、EDI取引項目を他の保存システムに転送し、エクセル形式やPDFデータ等により保存することも可能でしょうか。

EDI取引で授受した電子取引の取引情報として保存すべきデータは、EDI取引で実際に授受したデータそのものに限定されておらず、当該EDI取引で授受したデータについて、その取引内容が変更されるおそれのない合理的な方法により編集されたデータにより保存することも可能です。

※ 電子取引を行った場合、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないことが規定されているが、必ずしも相手方とやり取りしたデータそのものを保存しなければならないとは解されません。

※ 当該XML形式のデータを一覧表としてエクセル形式に変換して保存するときは、その過程において取引内容が変更されていない限りは、合理的な方法により編集したものと考えられる。

問 36 EDI取引において、相手方から受け取ったデータに記載されている又は含まれている各種コードについて、あらかじめ定めている変換テーブルを使用することによって、その内容を変更することなく自社のコードに変換して保存することは認められるでしょうか。

例えば、EDI取引において、「税込」という情報を、相手方ではコード「1」とし他データで送付してきたものを、自社においてはコード「2」と変換した上で取り込んで保存することは認められますか。

内容を一切変更することなくコードの表記のみを変更することは、合理的な編集に該当するため認められます。ただし、変換テーブルを使用し、コード変換が自動的に行われること（手動は不可）と、当該変換テーブルを併せて保存しておくことが必要です。

※ 通常、EDI 取引によりコードを変換しようとする場合は、事前に変換プロトコルの取り決めを行うことが一般的であると考えられます。その場合において、コードを用いて表している数字等自体に意味があるものではないことから、変換プロトコルに沿ってコードを変更したデータであっても、授受したデータの内容を正確に表示できるものであれば、合理的な編集の範囲内であると考えられます。

※ 相手から受領したデータに係るコードについて確認できる必要があることから、変換プロトコルについても併せて保存しておく必要があります。

※ 税務調査の際には取引情報のコードが意味する内容を明確に説明できるようにしてください。

問 37 エクセルやワードのファイル形式で受領したデータを PDF ファイルに変換して保存することや、パスワードが付与されているデータについて、パスワードを解除してから保存することは、認められますか。

取引内容が変更されるおそれがなく合理的な方法により編集して保存されているものとして認められると考えられます。

※ エクセルやワードのファイル形式で受領したデータを PDF ファイルに変換して保存することや、パスワードが付与されているデータのパスワードを解除してから保存することは、その保存過程において取引内容が変更されるおそれのない合理的な方法により編集したものと考えられることから、問題ありません

問 40 自社が発行した請求書データの保存について、当該データに記載されている内容が事後的にわかるものであれば、データベースにおける保存でもよいでしょうか。

発行した請求書データの内容について変更されるおそれがなく、合理的な方法により編集された状態で保存されたものであると認められるデータベースであれば問題ありません。

※ 発行する請求書等データに記載の内容が、送信データの元となる請求者等情報データベースから自動的に出力されるなど、記載した取引情報の全てが、変更されるおそれなく合理的な方法により編集された状態で、要件に従って保存されたものであると認められる場合は、当該データベースにおける保存も認められます。

※ 税務調査の際には、実際に先方へ提供したフォーマットに出力して確認をさせていただくこともありますのでご協力ください。

【国税庁資料】

電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】令和4年6月

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf

以上